平成２３年（フ）第５１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井811番地１
債務者　安在亜里沙
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７号
山形県新庄市大字泉田字泉田171番地
債務者　二戸　盛保
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第７０号
長野市大字西尾張部660番地１
債務者　髙木真由美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
兵庫県西宮市津門呉羽町９番30号　市松荘202号
債務者　小川紀代美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３４号
北九州市若松区山ノ堂町６番16号
債務者　光安　鐵男
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３５号
北九州市若松区山ノ堂町６番16号
債務者　光安　欣子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４４号
北九州市小倉南区徳吉西３丁目10番15号
債務者　武田　晶子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福岡県遠賀郡遠賀町田園２丁目21番４号
債務者　島川　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５２号
福岡県遠賀郡遠賀町田園２丁目21番４号
債務者　島川　信子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８号
群馬県太田市新田大根町1014番地11
債務者　平林　達也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４５６号
名古屋市港区春田野２丁目3005番地　ダイアパレス戸田川緑地502号
債務者　田ノ上早苗
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８６号
名古屋市昭和区駒方町５丁目１番地の１　フラワール駒方403号
債務者　鈴木　一洋
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３６号
名古屋市天白区原４丁目1003番地　第２貞和ビル３Ａ号
債務者　青木　徹志
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５９号
名古屋市緑区鳴丘１丁目201番地の２　クレックス鳴丘103号
債務者　佐渡川日出子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７号
長崎県雲仙市千々石町戊515番地、前住所長崎県雲仙市愛野町甲3363番地２
債務者　堀川　裕之
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
大分市大字津守214番地の１　コーポＲＹＵＳＥＩ－Ｄ201
債務者　大保　幸恵（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５２号
名古屋市守山区瀬古東１丁目1020番地　プレストンズ101号
債務者　徳武小百合（旧姓島）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部